

固定費負担金について

地下水など水道水以外の水の補給水（水質悪化、枯渇等のほか水道水以外の水が利用できなくなる事態に備えた水）として、水道水の給水を希望される場合は、水道料金とは別に固定費負担金が必要となる場合があります。

【神戸市水道条例第31条の7～第31条の10】

■水道水と地下水などの具体的運用について、水道局と協定を締結していただきます

地下水等併用水道（水道水を地下水など水道水以外の補給水として利用することができる設備）の新設工事、増設・改造工事（更新工事を含みます）を行う場合は、期別（2月ごと）に

- ・「水道水計画使用水量」
 - ・「水道水計画使用水量+水道水補給水計画使用水量（協定水量）」
- などについて水道局と協定を締結していただきます。

※協定水量については、実際のご使用状況を踏まえて修正をお願いすることができます。

※協定水量を超えて水道水の使用があった場合は、違約金（超えた水量に係る従量料金の3倍）が発生します。

■固定費負担金は下記のように決定します

協定にもとづき、期別（2月ごと）に、「協定水量」が「水道水計画使用水量」の3倍を上回るものについて負担を求めます。

※負担金額の計算は、下記（枠内）の算式により、水量区分に応じた基準単価を乗じて計算します。（負担金は年1回まとめてご請求させていただきます。）

※「協定水量」が「水道水計画使用水量」の3倍を超えないとき、または、2月ごとの期間（各期）における水道水の最大補給水計画使用水量が100m³未満の場合は、負担は生じません。

※「水道水実使用水量」が「水道水計画使用水量」の3倍を超えた期については、「協定水量」が「水道水実使用水量」を上回るものについて負担を求めます。

$$\text{固定費負担金} = A - B$$

ただし、水道水実使用水量（60日あたりに換算）が、水道水計画使用水量の3倍を超えた場合は

$$\text{固定費負担金} = A - C$$

A : 協定水量×基準単価（水量区分ごとに計算）

B : 水道水計画使用水量×3×基準単価（水量区分ごとに計算）

C : 水道水実使用水量×60日／当該期の使用日数×基準単価（水量区分ごとに計算）

※水道水実使用水量は60日あたりの水量に換算して計算します。

◆ 基準単価（消費税10%込）

一般用

水量区分(1戸または1か所当たり、2月につき)	基準単価(1m ³ につき)
~40m ³	137.5円
41~60m ³	143.0円
61~200m ³	203.5円
201m ³ ~	236.5円

公衆浴場用

1m ³ ~	93.5円
-------------------	-------

共用家事用

20m ³ ~	71.5円
--------------------	-------

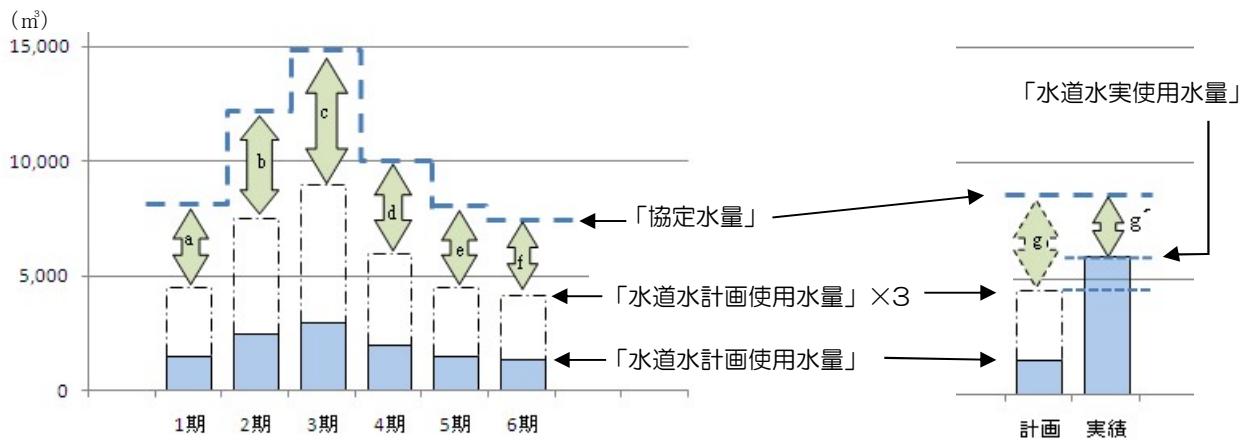
業務用

水量区分(1戸または1か所当たり、2月につき)	基準単価(1m ³ につき)
~60m ³	170.5円
61~120m ³	214.5円
121~200m ³	253.0円
201~600m ³	275.0円
601~2,000m ³	313.5円
2,001m ³ ~	341.0円

(六甲山上水道)

~60m ³	165.0円
61~120m ³	214.5円
121~200m ³	242.0円
201~600m ³	264.0円
601~2,000m ³	302.5円
2,001m ³ ~	330.0円

◆ 固定費負担のイメージ



※固定費負担金は、a、b、c、d、e、fそれぞれの水量について水量区分ごとに基準単価を乗じて計算

※水道水実使用水量が「水道水計画使用水量」×3を超える場合は、実使用水量と協定水量との差水量(g')について計算

※水道水実使用水量が協定水量を超える場合は違約金が発生

○固定費負担金は期別（2月ごと）に計算し、

年1回まとめてご請求します。

